

学校法人法政大学寄附行為（2025年4月1日改正施行）

規定第1号

一部改正	昭和32年 8月19日	昭和34年11月30日	昭和35年 6月21日	昭和38年 2月21日
	昭和40年 5月21日	昭和43年 5月31日	昭和51年 4月 1日	昭和52年 5月27日
	昭和52年 9月26日	昭和53年 3月31日	昭和60年 3月22日	昭和60年 9月10日
	平成 3年 3月19日	平成 4年12月21日	1993年12月13日	1995年11月 9日
	1996年 6月25日	1998年12月22日	1999年 4月 1日	1999年 5月 1日
	2000年 4月 1日	2001年 4月 1日	2002年 4月 1日	2003年 4月 1日
	2004年 4月 1日	2004年 8月24日	2005年 4月 1日	2006年 4月 1日
	2007年 3月29日	2007年 4月 1日	2008年 3月26日	2008年 4月 1日
	2009年 4月 1日	2010年 4月 1日	2011年 4月 1日	2012年 4月 1日
	2013年 4月 1日	2014年 4月 1日	2015年 4月 1日	2016年 4月 1日
	2017年 4月 1日	2018年 4月 1日	2020年 4月 1日	2020年 8月11日
		2021年12月21日	2024年 4月 1日	2025年 4月 1日

法政大学は、1880年、自由民権運動が高揚するなかにあつて、権利の意識に目覚め法律の知識を求める多くの人びとのために、私立の法律学校（東京法学社）として設立され、以来、人びとの権利を重んじ多様性を認め合う「自由な学風」のもと、なにものにもとらわれることなく公正な社会の実現を目指す「進取の気象」を持つ人材の育成を大学の目的としてきた。

近代高等教育制度の確立以前に設立された本学は、学校の設置が先行し、そののち専門学校令、大学令の整備を受けて学校の設置団体としての財団法人が設置され、そして戦後の学校法人制度の創設を受けて、それを学校法人へと転換してきた歴史を持つ。その歴史を受けて本学は、学校の長が設置法人の長を務める態勢を初期から採り、学校法人制度への転換以降は、大学の学長が法人の理事長を務める総長制により、設立の理念・目的を具現化している。

学校法人法政大学は、この法政大学固有の歴史が形成した制度の基本的な特性を継承しつつ、すべての構成員が目的達成のための活動に安心して専心できる組織運営の基盤を確立し、もって本学の目的を将来にわたって実現していくことを目指す。

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人法政大学と称する。

（事務所の所在地）

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区富士見二丁目17番1号に置く。

（目的）

第3条 この法人は、次の各号に掲げる事項を目的として学校教育を行う。

- （1）「自由と進歩」の精神と公正な判断力をもって、主体的、自立的かつ創造的に、新しい時代を構築する市民を育てる。
- （2）学問の自由に基づき、真理の探究と「進取の気象」によって、学術の発展に寄与する。
- （3）多様化する地球規模の課題を解決し、「持続可能な地球社会の構築」に貢献する。

（この法人の設置する学校）

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次の学校を設置する。

（1）法政大学

大学院

経済学研究科・法学研究科・政治学研究科・社会科学研究科・経営学研究科・人文科学研究科・人間社会研究科・情報科学研究科・国際文化研究科・政策創造研究科・デザイン工学研究科・公共政策研究科・キャリアデザイン学研究科・理工学研究科・スポーツ健康学研究科・法務研究科（法科大学院）・イノベーション

- シオン・マネジメント研究科（専門職大学院）
- 法学部 法律学科・政治学科・国際政治学科
- 法学部（通信教育による課程） 法律学科
- 文学部 哲学科・日本文学科・英文学科・史学科・地理学科・心理学科
- 文学部（通信教育による課程） 日本文学科・史学科・地理学科
- 経済学部 経済学科・国際経済学科・現代ビジネス学科
- 経済学部（通信教育による課程） 経済学科・商業学科
- 社会学部 社会政策科学科・社会学科・メディア社会学科
- 経営学部 経営学科・経営戦略学科・市場経営学科
- 国際文化学部 国際文化学科
- 人間環境学部 人間環境学科
- 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科・臨床心理学科
- 情報科学部 コンピュータ科学科・デジタルメディア学科
- キャリアデザイン学部 キャリアデザイン学科
- デザイン工学部 建築学科・都市環境デザイン工学科・システムデザイン学科
- 理工学部 機械工学科・電気電子工学科・応用情報工学科・経営システム工学科・創生科学科
- 生命科学部 生命機能学科・環境応用化学科・応用植物科学科
- グローバル教養学部 グローバル教養学科
- スポーツ健康学部 スポーツ健康学科
- (2) 法政大学高等学校全日課程 普通科
- (3) 法政大学第二高等学校全日課程 普通科
- (4) 法政大学国際高等学校全日課程 普通科
- (5) 法政大学中学校
- (6) 法政大学第二中学校

（収益事業）

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、不動産賃貸業を行う。

第2章 法政大学総長

（法政大学総長）

第6条 法政大学総長（以下「総長」という。）は、この法人の運営全般の包括的責任者であり、かつ、この法人が設置する学校の教学全般の包括的責任者とする。

- 2 理事のうち1名を総長とし、理事会の決議によって選定する。総長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事会は、総長の選定にあたり、総長候補者選挙の結果を尊重する。
- 4 総長が欠けたときは、理事会の決議によって速やかに総長を選定しなければならない。
- 5 総長をもって、この法人の理事長とし、かつ、この法人の設置する大学の長とする。

（総長の職務の代理又は代行）

第7条 総長に事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事が総長の職務を代理又は代行する。

（総長の任期）

第8条 総長の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 総長は、再任されることができる。ただし、通算2期までとする。
- 3 総長は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算し、前任者の任期満了時から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(総長の解職及び退任)

第9条 総長が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解職することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 総長としてふさわしくない非行があったとき

2 総長は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 理事の職を解任されたとき

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事(総長を含む) 13名以上14名以内
- (2) 監事 4名

2 この法人に、評議員54名を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置き、監査法人をもってこれに充てる。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事選任機関)

第11条 この法人の理事選任機関は、理事選任委員会とする。

2 理事選任委員会委員(以下本条において「委員」という。)は、次の各号に掲げる者とし、理事会が選任する。

- (1) 総長 1名
- (2) 総長が指名する理事 4名
- (3) 第21条に定める理事 1名
- (4) 評議員会議長 1名
- (5) 評議員会副議長 1名
- (6) 第40条第1項第1号に定める評議員(教職員)のうちから互選された者 2名
- (7) 第40条第1項第2号に定める評議員(卒業生等)のうちから互選された者 2名
- (8) 第40条第1項第3号に定める評議員(有識者・功労者)のうちから互選された者 1名

3 委員の任期は、当該委員の理事又は評議員としての任期とする。

4 理事選任委員会は、総長が招集する。ただし、第15条第1項の規定により、総長を解任しようとするときは、第2項第4号に定める委員が理事選任委員会を招集する。

5 理事選任委員会に議長を置き、第2項第8号に定める委員をもって充てる。

6 理事選任委員会が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

7 理事選任委員会は、理事を選任するにあたっては、別に定める規則による選出結果を尊重する。

8 理事選任委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

9 監事又は評議員会は、理事選任委員会に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、総長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、総長は、理事選任委員会を招集しなければならない。

10 理事選任委員会の議事録、委員の報酬その他運営に関する必要な事項は、別に定める。

(理事の選任)

第12条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総長候補者選挙により総長候補者として選出された者で理事選任委員会が選任した者 1名

- (2) 大学教員のうちから理事選任委員会が選任した者 5名
 - (3) 職員のうちから理事選任委員会が選任した者 1名以上2名以内
 - (4) 附属中高校長のうちから理事選任委員会が選任した者 1名
 - (5) この法人の設置する学校の卒業生のうちから理事選任委員会が選任した者 4名
 - (6) 有識者、この法人に関係ある功労者及び教職員のうちから、総長が指名し理事選任委員会が選任した者 1名以上2名以内
- 2 前項第3号及び第6号の規定による理事は、合計3名以内とする。
 - 3 第1項第2号から第4号の規定による理事は、本法人の教職員の職を退いたとき、理事の職を失うものとする。ただし、選任後4年以内に終了する会計年度の末日からその会計年度に関する定時評議員会終結の時までの間に定年に達する場合にはこの限りではない。
 - 4 理事の選出及び選任にあたっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
 - 5 理事は、別に定める規則により選出し、理事選任委員会が選任する。

(総長候補者理事の任期)

- 第13条 前条第1項第1号に定める理事（以下「総長候補者理事」という。）の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 2 総長候補者理事は、再任されることができる。ただし、通算2期までとする。
 - 3 総長候補者理事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
 - 4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算し、前任者の任期満了時から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(総長候補者理事を除く理事の任期)

- 第14条 総長候補者理事を除く理事（以下本条において「理事」という。）の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。第12条第1項第3号又は第6号に定める理事が後日選任された場合、その任期の終期は、総長の任期の終期と同一とする。
- 2 理事は、再任されることができる。ただし、通算2期までとする。
 - 3 理事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
 - 4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算し、前任者の任期満了時から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(理事の解任及び退任)

- 第15条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事選任委員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任委員会に求めることができる。
 - 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該議決があった日から2週間を経過した日から30日以内に、当該理事の解任を請求することができる。
 - 4 理事は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

- 第16条 理事は、第10条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事として権利義務を有する。
- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 理事の職務等

(理事の職務及び責務)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事は、次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。
- (1) 理事会構成員として、理事会の使命を果たすこと
 - (2) 総長が掲げるビジョンを実現すること
 - (3) 他の理事の業務執行を監督すること
- 3 理事は、法令及びこの寄附行為を遵守し、この法人のため忠実にその職務を行わなければならない。
- 4 総長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(代表業務執行理事)

- 第18条 理事（総長を除く。）のうちから代表業務執行理事を2名以内選定することができる。
- 2 代表業務執行理事の選定は、理事会の決議による。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 3 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、総長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(業務執行理事)

- 第19条 理事（総長及び代表業務執行理事を除く。）のうちから業務執行理事を代表業務執行理事と併せて9名以内選定する。
- 2 業務執行理事の選定は、理事会の決議による。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 3 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、総長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 業務執行理事は、理事会が決定した経営方針、計画、戦略等の方策に基づき、業務執行に係る計画を立案し、適切に分掌する業務を執行する。
- 5 業務執行理事は、理事会が決定した経営方針、計画、戦略等の方策を所属員に伝達し、組織としてその実現が図れる体制を整備する。

(代表権の制限)

- 第20条 総長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(非業務執行理事)

- 第21条 理事（総長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の教職員である理事を除く。以下本条及び第68条において「非業務執行理事」という。）は、理事会の意思決定に関与するとともに、理事会が方針等を策定するにあたっては、各人の経歴や知見に基づき助言又は支援を行う。
- 2 非業務執行理事は、総長、代表業務執行理事及び業務執行理事の業務執行の適切性について監督する。

第3節 理事会

(理事会の構成)

- 第22条 理事会は、第12条第1項各号に定める全ての理事をもって組織する。

(理事会の権限)

- 第23条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

2 この寄附行為に定めるもののほか、理事会に関する必要な事項は別に定める。

（理事会の招集）

第24条 理事会は、総長が招集する。

- 2 総長に事故があるときは、第7条の規定により寄附行為に定める総長の職務を代理又は代行する理事が理事会を招集する。
- 3 総長以外の理事は、総長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 総長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項による通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。
- 7 前二項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（運営）

第25条 理事会に議長を置き、総長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第37条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（理事会の決議）

第26条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (2) この法人の合併
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の決議に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第27条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事又は議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上並びに出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4節 業務執行理事会

（業務執行理事会の設置）

第29条 総長のもとに、業務執行理事会を置く。

（業務執行理事会の構成）

第30条 業務執行理事会は、総長、代表業務執行理事及び業務執行理事をもって組織する。

2 業務執行理事会に議長を置き、総長をもって充てる。

(業務執行理事会の職務等)

第31条 業務執行理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事会が決定した経営方針、計画、戦略等の方策に基づく事業の具体化の検討並びにその実施及び進捗管理に関すること
- (2) 理事会から総長に決定を委任された事項のうち、重要事項を総長が決定するにあたり、あらかじめ協議すること
- (3) 理事会及び評議員会に上程する案件について、あらかじめ協議すること
- (4) 理事会から報告を求められた事項について協議し、理事会に報告すること
- (5) 大学経営に関する重要事項を検討すること
- (6) 理事の業務執行状況及び今後の業務計画等について共有を図り、適切な業務執行のために協議すること
- (7) その他、理事会又は総長が必要であると判断すること

2 この寄附行為に定めるもののほか、業務執行理事会に関する必要な事項は別に定める。

第5章 監事

第1節 監事の選任及び解任等

(監事の選任)

第32条 監事は、別に定める規則により、監事のうち1名を常勤として選出し、評議員会の決議によって選任する。

- 2 第1項に定める選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者を選任する。
- 3 第1項に定める選任にあたっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第33条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。ただし、通算2期までとする。
- 3 監事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算し、前任者の任期満了時から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 5 監事は2年ごとにその半数を改選する。

(監事の解任及び退任)

第34条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第35条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 総長は、前項の者に対し、同項による評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第36条 監事は、第10条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任時より退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 監事の職務等

(監事の職務)

第37条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令、寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任委員会を含む。）に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、総長に対して理事会及び評議員会又は理事選任委員会の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うとされた職務。

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任委員会の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第38条 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うために必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

る。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第40条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教職員のうちから理事会において選任した者 18名
 - (2) この法人の教職員以外の者であつて、この法人の設置する学校を卒業した者を含む年齢30年以上の者のうちから評議員会において選任した者 27名
 - (3) 有識者及びこの法人に関係のある功労者のうちから、理事会において選任した者 9名
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の教職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 4 評議員の選任にあつては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
- 5 評議員の選出に関する必要な事項は別に定める。

(評議員の任期)

第41条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、欠員により補欠選任された者の任期は、その前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第42条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任した機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があつたとき

- 2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第43条 評議員会は、第40条第1項各号に定める全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務・権限)

第44条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 理事会は、次に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (2) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- (3) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに關する寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) 合併

(4) 重要な資産の処分又は譲受け

(5) 予算及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の作成又は変更

(6) 事業計画の作成又は変更

(7) 収益事業に関する重要事項

（理事の行為の差止めの求め）

第45条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第39条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該訴えの提起を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遺漏なく当該訴えの提起その他の手続きが行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第46条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、総長（理事の責任を追求する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

（評議員会の開催）

第47条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（評議員会の招集）

第48条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき総長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、総長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、総長に対し、一定の事項の評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項による通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第49条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員

会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
- 3 前項による通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第50条 第37条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第48条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- 2 前項による通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第51条 前三条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（評議員会議長及び副議長）

第52条 評議員会に議長及び副議長各1名を置き、評議員の互選によって定める。

（評議員会の運営）

第53条 評議員会に評議員会の運営を担う幹事会を置き、議長、副議長及び幹事4名をもって組織する。

- 2 幹事は、議長の指名により評議員会が選任する。
- 3 この寄附行為に定めるもののほか、評議員会に関する必要な事項は別に定める。

（評議員会の決議）

第54条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）私立学校法第92条第1項に規定する決議

- 3 前二項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員の一致をもって行わなければならない。
- 4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第55条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、出席した評議員及び監事又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

（役員の出席等）

第56条 理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第57条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とす

る事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、総長に対し、理事会・評議員会協議会の開催を求めることができる。この場合において、総長は、求めのあった日から20日以内に、理事会・評議員会協議会を招集しなければならない。

2 理事会・評議員会協議会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総長 1名
- (2) 総長が指名する理事 4名
- (3) 第21条に定める理事 1名
- (4) 評議員会議長 1名
- (5) 評議員会副議長 1名
- (6) 評議員会幹事 4名
- (7) 第40条第1項第3号に定める評議員（有識者・功労者）のうちから互選された者 1名

3 監事は、理事会・評議員会協議会に出席して意見を述べることができる。

4 構成員は、誠実に協議を行わなければならない。

5 構成員の任期は、当該構成員の理事又は評議員としての任期とする。

6 理事会・評議員会協議会の決議は、理事会・評議員会協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

7 理事会又は評議員会は、理事会・評議員会協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

8 理事会・評議員会協議会の運営に関する必要な事項は別に定める。

第8章 会計監査人

第1節 会計監査人の選任及び解任等

（会計監査人の選任）

第58条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第59条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

2 会計監査人は、再任されることができる。

（会計監査人の解任）

第60条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）

第61条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項による評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しな

ければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第62条 会計監査人がかけた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべきものを選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

（会計監査人の職務等）

第63条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（2）前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（3）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定めるところにより表示したものの閲覧の請求

（4）前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記録した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第9章 予算及び事業計画等

第1節 予算及び事業計画

（会計年度）

第64条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第65条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、総長が編成し、理事会及び評議員会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、総長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

第2節 役員及び評議員の報酬

（役員及び評議員の報酬）

第66条 役員及び評議員の報酬は、別に定める報酬等の支給の基準により支給する。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第3節 責任の免除及び責任限定契約

（責任の免除）

第67条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、総長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項

及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に当該役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を得なければならない。

(責任限定契約)

第68条 非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金0円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第69条 この法人の資産は、財産目録の記載のとおりとする。

(資産の区分及び処分)

第70条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産、運用財産及び収益事業用財産の区分は、学校法人会計基準に基づくものとする。
- 3 基本財産は、消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない理由のあるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。
- 4 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産及び収益事業用財産に編入する。

(会計)

第71条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(事業報告及び決算)

第72条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、総長が次の各号に定める書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。かつ、第3号から第5号までの書類については、会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

- 2 総長は、前項による承認を得た書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧)

第73条 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項に定める書類、監査報告書、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準並びに寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正

当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項による請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載部分を除外して、閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（資産総額変更の登記）

第74条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第75条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

（解散）

第76条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- （1）理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- （2）この法人の目的たる事業の成功の不能
- （3）合併
- （4）破産手続開始の決定
- （5）文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は文部科学大臣の認可を得なければならない。

（残余財産の帰属者）

第77条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第78条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

第13章 公告の方法

（公告の方法）

第79条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

第14章 補則

（情報の公表）

第80条 この法人は、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、ホームページに掲載する方法により公表しなければならない。

- （1）寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- （2）計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(施行細則)

第 8 1 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付 則 (1)

- 1 この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	大内	兵衛
理 事	田熊	福七郎
理 事	錦織	理一郎
理 事	中野	勝義
理 事	佐瀬	昌三
理 事	薬師寺	志光
理 事	山村	喬
監 事	半田	秀一
監 事	井本	健作
監 事	小谷	勝重

- 2 前項の役員は、この寄附行為認可後すみやかに新役員が選任されるまで、この法人の暫定役員となる。

- 3 第 1 2 条第 2 項及び第 2 6 条第 1 項にいう理事会は、この寄附行為認可後最初に行われる総長の選任及び評議員の選任の場合に限り、附則第 1 項に掲げる理事をもって構成する理事会とする。

付 則 (2)

- 1 この寄附行為の改正は、昭和 3 4 年 1 0 月 1 9 日から適用する。
- 2 第 1 6 条及び第 2 7 条の規定にかかわらず、この改正の当時在任する理事・監事及び評議員の任期は、理事・監事については昭和 3 5 年 4 月 3 0 日まで、評議員については昭和 3 5 年 4 月 4 日までとする。

付 則 (3)

- 1 この寄附行為の改正は、変更認可後、任期満了により行われる理事、評議員の選任のときから適用する。

付 則 (4) 削除

付 則 (5)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 3 年 3 月 1 9 日）から施行する。

付 則 (6)

- 1 平成 4 年 1 2 月 2 1 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部電気工学科電気電子専攻及び同学科計測制御専攻は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 3 1 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則 (7)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 5 年 1 2 月 1 3 日）から施行する。

付 則 (8)

- 1 平成 7 年 1 1 月 9 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会学部第一部応用経済学科及び社会学部第二部応用経済学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 3 1 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則 (9)

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 8 年 6 月 2 5 日）から施行する。

付 則（１０）

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成１０年１２月２２日）から施行する。
- 2 第１５条第１項、第２項及び第３項に定める理事構成については、平成１１年５月１日に就任する理事から適用するものとする。

付 則（１１）

- 1 平成１０年１２月２２日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１１年４月１日から施行する。

付 則（１２）

- 1 平成１１年４月３０日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１１年５月１日から施行する。

付 則（１３）

- 1 平成１１年１２月２２日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１２年４月１日から施行する。

付 則（１４）

- 1 平成１２年５月２４日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成１３年４月１日から施行する。

付 則（１５）

- 1 平成１３年８月１日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１４年４月１日から施行する。

付 則（１６）

- 1 平成１３年１２月５日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１４年４月１日から施行する。
- 2 工学部電気電子工学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず、平成１４年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則（１７）

- 1 平成１３年１２月２０日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１４年４月１日から施行する。

付 則（１８）

- 1 平成１４年５月２９日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１５年４月１日から施行する。

付 則（１９）

- 1 平成１４年１２月１９日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１５年４月１日から施行する。

付 則（２０）

- 1 平成１５年２月１４日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１５年４月１日から施行する。
- 2 文学部第一部哲学科・日本文学科・英文学科・史学科・地理学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず、平成１５年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則（２１）

- 1 平成１５年１１月２７日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成１６年４月１日から施行する。

付 則（２２）

- 1 この寄附行為は、平成１６年４月１日から施行する。
- 2 経済学部第一部経済学科・国際経済学科、社会学部第一部社会政策科学科・社会学科・メディア社会学科は、改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則（２３）

- 1 この寄附行為は、平成１６年４月１日から施行する。

付 則（２４）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年8月24日）から施行する。

付 則（25）

- 1 平成16年5月12日理事会議決及び平成16年5月26日評議員会議決のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 法学部第一部法律学科・政治学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則（26）

- 1 平成16年5月26日理事会議決及び平成16年5月26日評議員会議決のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（27）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

付 則（28）

- 1 平成17年4月13日理事会議決及び平成17年9月14日評議員会議決のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（29）

- 1 平成17年11月9日理事会議決及び平成17年12月14日評議員会議決のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（30）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年3月29日）から施行する。

付 則（31）

- 1 平成18年5月17日理事会議決及び平成18年5月31日評議員会議決のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（32）

- 1 平成19年2月7日理事会議決及び平成19年2月28日評議員会議決のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（33）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年3月26日）から施行する。

付 則（34）

- 1 平成20年2月27日評議員会議決及び平成20年2月27日理事会議決のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（35）

- 1 平成20年12月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（36）

- 1 平成22年2月24日評議員会議決及び平成22年2月24日理事会議決のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（37）

- 1 平成22年12月8日評議員会議決及び平成22年12月8日理事会議決のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（38）

- 1 平成23年12月14日評議員会議決及び平成23年12月14日理事会議決のこの寄附行為

は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（39）

- 1 平成24年3月28日評議員会議決及び平成24年3月28日理事会議決のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（40）

- 1 平成24年12月12日評議員会議決及び平成24年12月12日理事会議決のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（41）

- 1 平成25年12月11日評議員会議決及び平成25年12月11日理事会議決のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（42）

- 1 平成26年12月10日評議員会議決及び平成26年12月10日理事会議決のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（43）

- 1 平成27年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（44）

- 1 平成27年12月9日評議員会議決及び平成27年12月9日理事会議決のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（45）

- 1 平成28年2月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（46）

- 1 平成28年3月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の寄附行為において選任されたことのある総長、理事及び監事の任期については、第12条第4項、第16条第2項及び第19条第2項にかかわらず、改正前の寄附行為により通算3期までとする。ただし、平成33年4月1日までに就任する総長、理事及び監事の時限措置とする。
- 3 平成29年4月1日に就任する監事のうち2人の任期については、第19条第1項及び第4項にかかわらず、2年とする。

付 則（47）

- 1 平成28年12月14日評議員会議決及び平成28年12月14日理事会議決のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（48）

- 1 平成28年12月14日評議員会議決及び平成28年12月14日理事会議決のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（49）

- 1 令和2年2月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（50）

- 1 令和元年12月11日評議員会議決及び令和元年12月11日理事会議決のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（51）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和2年8月11日）から施行する。
- 2 常勤の監事については、令和3年4月1日以降に就任するものとする。

付 則（５２）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和３年１２月２１日）から施行する。

付 則（５３）

- 1 令和５年９月２７日評議員会議決及び令和５年９月２７日理事会議決のこの寄附行為は、令和６年４月１日から施行する。

付 則（５４）

- 1 令和７年１月３１日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第３項、第５項及び第６項については、令和７年３月３０日から施行する。
- 2 令和６年度の決算報告に関する定時評議員会（令和７年度最初の定時評議員会）終結時までは、評議員会の組織は従前のとおりとする。
- 3 令和３年４月１日に就任した役員（残任期間として就任した監事も含む）及び令和３年４月１日から令和６年６月１日までの間に就任した評議員（第２０条第２号及び第３号評議員に限る）の任期は、令和７年３月３０日までとする。
- 4 令和５年４月１日に就任した監事の任期については、その終期を令和８年度の決算報告に関する定時評議員会（令和９年度最初の定時評議員会）の終結の時まで伸長する。
- 5 令和７年３月３１日に就任する役員及び評議員の任期は、令和６年度の決算報告に関する定時評議員会（令和７年度最初の定時評議員会）の終結の時までとする。この場合において、令和７年３月３１日に就任する総長、理事及び監事が、令和６年度の決算報告に関する定時評議員会（令和７年度最初の定時評議員会）の終結の時から令和１０年度の決算報告に関する定時評議員会（令和１１年度最初の定時評議員会）までを任期とする総長、理事及び監事に再任されるときは、併せてその任期を１期として取り扱うものとする。
- 6 令和７年３月３１日に就任する付属中高校長理事が、令和７年３月３１日の就任時点で付属中高校長ではないときは、すでに令和７年４月１日を任期の始期とする付属中高校長として理事会から選任されている場合、理事としての資格を有するものとする。

認 可	昭和２６年	３月	８日
施 行	昭和２６年	３月	１５日
一部改正	昭和３２年	８月	１９日
一部改正	昭和３４年	１１月	３０日
一部改正	昭和３５年	６月	２１日
一部改正	昭和３８年	２月	２１日
一部改正	昭和４０年	５月	２１日
一部改正	昭和４３年	５月	３１日
一部改正	昭和５１年	４月	１日
一部改正	昭和５２年	５月	２７日
一部改正	昭和５２年	９月	２６日
一部改正	昭和５３年	３月	３１日
一部改正	昭和６０年	３月	２２日
一部改正	昭和６０年	９月	１０日
一部改正	平成 ３年	３月	１９日
一部改正	平成 ４年	１２月	２１日
一部改正	平成 ５年	１２月	１３日
一部改正	平成 ７年	１１月	９日
一部改正	平成 ８年	６月	２５日
一部改正	平成１０年	１２月	２２日
一部改正	平成１１年	４月	１日
一部改正	平成１１年	５月	１日
一部改正	平成１２年	４月	１日
一部改正	平成１３年	４月	１日
一部改正	平成１４年	４月	１日

一部改正	平成 1 5 年	4 月	1 日
一部改正	平成 1 6 年	4 月	1 日
一部改正	平成 1 6 年	8 月 2 4 日	
一部改正	平成 1 7 年	4 月	1 日
一部改正	平成 1 8 年	4 月	1 日
一部改正	平成 1 9 年	3 月 2 9 日	
一部改正	平成 1 9 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 0 年	3 月 2 6 日	
一部改正	平成 2 0 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 1 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 2 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 3 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 4 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 5 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 6 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 7 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 8 年	4 月	1 日
一部改正	平成 2 9 年	4 月	1 日
一部改正	平成 3 0 年	4 月	1 日
一部改正	令和 2 年	4 月	1 日
一部改正	令和 2 年	8 月 1 1 日	
一部改正	令和 3 年	1 2 月 2 1 日	
一部改正	令和 6 年	4 月	1 日
一部改正	令和 7 年	4 月	1 日

(追 5 5)